

門真市上下水道事業告示第101号

令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)の実施に係る告示の
一部改正について

令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)の一般競争入札の実施について（令和8年門真市上下水道事業告示第99号）の一部を次のように改正し、令和8年9月28日から適用する。

令和8年9月28日

門真市長 宮本 一孝

記

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
門真市上下水道事業告示第99号 令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)の一般競争入札の実施について 令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。 令和8年9月24日 門真市長 宮本 一孝 記	門真市上下水道事業告示第99号 令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)の一般競争入札の実施について 令和8年度公共下水道施設耐震化工事(管渠)について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告します。 令和8年9月24日 門真市長 宮本 一孝 記

改正後	改正前
1 略 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者としてします。 (1) ～(8) 略 <u>(9) 配置予定技術者として、下記アからウまでのいずれかの資格を有する者を配置できること。</u> <u>ア 下水道管路更生管理技士(一般財団法人 日本管路更生工法品質確保協会)</u> <u>イ 下水道管路管理専門技士(修繕・改修部門)(公益財団法人 日本下水道管路管理業協会)</u> <u>ウ 下水道管きょ更生施工管理技士(一般財団法人 日本更生技術協会)</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> 3 ～13 略	1 略 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 本入札に参加できる者は、次に掲げる要件に全て該当する者としてします。 (1)～(8) 略 — — — — — — — — — — <u>(9) 略</u> <u>(10) 略</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 略</u> 3 ～13 略